

住宅改修、福祉用具貸与・購入に係る給付適正化の主な取り組みについて
【山梨県甲州市】

● 概要

- 1・福祉住環境コーディネーター2級取得職員で内容確認・助言
- 2・各居宅介護支援事業所に訪問によるケアプラン点検
- 3・個別面談によりケアマネジメントの確認
- 4・国保連からの提供情報の活用

必要時、地域リハビリテーション活動支援事業などと連携等により、住宅改修、福祉用具貸与・購入に係る給付の適正化に取り組んでいる。主にアセスメント内容の確認を行い、サービス内容の見直しを行うことで、ケアマネジメントの質の向上を図っている。

● 実施状況

- ・担当職員の資格取得を推奨し福祉住環境の知識向上
- ・市内の各居宅介護支援事業所に年2回、8事業所ある為年16回、訪問型のケアプラン点検
- ・疑義のあるケアプランや障害福祉サービスとの併用ケアプランに対し個別面談にて確認
- ・福祉用具貸与・購入に係る国保連からの提供情報として「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」、「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」の情報を主に活用し、アセスメント内容の確認

● 効果

介護区分	改修内容	現状と申請内容	指摘事項	費用額
要介護2	屋外スロープと手すりの取り付け	歩行で玄関から出入りしているが、昇降が大変なので将来的に車いすになることも想定してウッドデッキからスロープを新設し手すりもつけたい	生活導線の変更、車いすは現状の課題ではないため却下	200,000
要介護2	廊下から居間の段差解消	自宅内車いすで移動しているが、廊下より居間が高くなっており、スロープ設置しているがそれも乗り越えられなくなってきている為、段差解消のため居間の床一面を嵩下げし畳からフローリングに変更したい	段差解消で想定される改修に該当せず、アセスメント不十分のため却下	200,000
要介護2	屋外通路の手すり取付	風呂場へ行くための通路に配管があり、配管につかまることがあるので補強したい	移動時つかまるため配管を補強する、は住宅改修に適さないため一部却下	1,809
要介護2	廊下の手すり取付	自宅内の廊下に手すりを付けたいが、手すりをつけると通路幅が狭くなるので、壁に手を添えて移動できるように角材をつけたい	角材取付けし移動に利用する、は住宅改修に適さないため一部却下	16,500
合計				418,309

再アセスメントを促し利用者の実態を再度確認してもらい助言することで、ケアマネジメントの質の向上と適切なサービス内容、利用者の状態に適した住宅改修や福祉用具貸与・購入につなげることができる

甲州市における住宅改修、福祉用具 貸与・購入に係る給付適正化の主な 取り組みについて

～アセスメントの大切さ～

甲州市役所 介護支援課 介護保険担当
介護支援専門員・福祉住環境コーディネーター 名取 裕子

甲州市について

- ・ 総人口 28,790人
- ・ 高齢者数 11,067人
- ・ 高齢化率 38.4% (R7.9.1)
- ・ 第1号被保険者数 11,012人
- ・ 第1号認定者数 1,955人
- ・ 認定率 17.7% (R7.8末)

・住宅改修・福祉用具購入 給付費件数及び給付率

住宅改修	R5		R6	
	給付件数	給付率(%)	給付件数	給付率(%)
支援1	7	8	10	14
支援2	23	26	15	22
介護1	22	25	12	17
介護2	20	22	16	23
介護3	13	15	10	14
介護4	4	4	5	7
介護5	0	0	1	1
合計	89	100	69	100

福祉用具	R5		R6	
	給付件数	給付率(%)	給付件数	給付率(%)
支援1	10	7	14	7
支援2	24	16	28	14
介護1	41	28	28	14
介護2	25	17	60	30
介護3	27	18	40	20
介護4	14	10	20	10
介護5	5	3	7	4
合計	146	100	197	100

給付適正化の主な取り組み

- 1 ・ 福祉住環境コーディネーター2級取得職員で内容確認・助言
- 2 ・ 各居宅介護支援事業所に訪問によるケアプラン点検（1～3表）
- 3 ・ 個別面談によるケアマネジメントの確認
- 4 ・ 国保連からの提供情報の活用

その他

必要時、地域リハビリテーション活動支援事業等と連携

1 福祉住環境コーディネーター2級 取得職員で内容確認・助言

- ・ 職員の知識向上のため福祉住環境コーディネーター2級の取得
- ・ 住宅改修・福祉用具購入・貸与の申請について職員同士で内容確認・助言

2 各居宅介護支援事業所に訪問による ケアプラン点検（1～3表）

- ・事業所に訪問によるケアプラン点検時に福祉用具貸与・購入の必要性確認
- ・利用サービスにより個別機能訓練加算を算定されている場合、訓練内容が居宅での生活に反映されているか、サービス事業所のリハビリに対する技術職と連携しているか確認

3 個別面談によりケアマネジメントの 確認

- ・ アセスメントシート、1～5表、モニタリングシートの確認
- ・ ケアマネとプロセスについてともに確認し利用者への理解を深める
- ・ 介護保険サービスと障害福祉サービスの併用利用希望者の計画確認

4 国保連からの提供情報の活用

- ・「軽度の要介護者に係る福祉用具貸与品目一覧表」の確認
- ・「認定調査状況と利用者サービス不一致一覧表」の確認

その他

- ・利用している事業所の理学療法士などとケアマネが連携して住宅改修や福祉用具の利用に関する助言をもらっているか確認
- ・専門知識を有する技術者がいる事業所利用をされていない利用者の場合、地域リハビリテーション活動支援事業に繋げ、介護予防・重症化予防に関する助言や指導をしてもらう場合もある

住宅改修についての取り組み

- ・ 事前の理由書の提出時に、工事内容確認、利用サービス確認、ケアマネから普段の様子を聞き取る
 - アセスメントが不十分、本人や家族の希望どおりの住改など、疑問に感じる点があれば視察に行く
 - 視察の結果、適正な住宅改修ではないと判断した場合、工事内容の見直し等の指導を行う

主な事例

- 廊下で自分でリハビリをしたいから手すり取付け希望
→リハビリは日常生活動作ではない
本来に必要な住宅改修とズレている
- 歩行器を利用し歩行しているのに廊下に手すり取付け希望
→普段の生活状況と結び付けていない
- 玄関に手すり取り付け希望
→実際には、必要としていない、CMも必要性を感じていないが
事業所に勧められたから

主な事例

- ・ 玄関から出入りしているのにウッドデッキからスロープを設置して出入りしたい
→生活動線を変える必要性は何か？
- ・ 畳の部屋を洋風部屋にするため、フローリングにしたい
→滑りにくい床材に変更という理由だが、部屋内で転倒はない
- ・ 廊下の手すりのみ希望、段差の手すりは希望していない
→段差部分の壁が汚れており、実際は壁を掴んでいる

視察や家族の聞き取りから分かること

- ・ ケアマネの **アセスメント不足**
- ・ 生活の実態とずれており、家族の希望どおりの設計になっている
- ・ 疾患と結び付けた住宅改修に繋がっていない

脳梗塞

2階が寝室だが、ADLに何かしらの介助がされている利用者の場合、階段の昇降はできるか確認し、身体機能的に危険であれば1階での生活に切り替える必要があるか確認
麻痺側を確認し、段差の下りの時に手すり設置の助言

認知症

少しの変化で混乱する場合もある
なるべく環境の変化を避けたうえでの住宅改修を勧める
→家具や寝室の位置を変えず、現在の生活同線上の住宅改修の助言

リウマチ

- ・ 部屋の前で転倒する利用者。
原因) ふらつく→部屋の入口に手すり取付工事
関節の痛みでドアノブが開けられない
→開けやすい戸の改修
転倒の原因により必要な工事が違う
分析はされているか確認する

パーキンソン

小刻み歩行などの歩行障害のため、手すりの設置や段差の解消は基本

姿勢反射障害があるため、バランス保持のため、便器の両側に手すり設置、などの助言

糖尿病

糖尿病性神経障害がある場合、下肢のしびれや視力障害などから、つまづきや転倒が多くなるため、段差解消等の助言をする

視力障害・行動障害

視野狭窄や視野欠損の確認、失認や空間無視の確認をし、慣れ親しんだ環境をなるべく変えず、必要のないものは部屋に置かない
手すり取付けが必要であれば、視野のある側に取り付けるよう助言

福祉用具に係る貸与と販売の選択

- ・令和6年度 選択制導入による福祉用具購入 38件
→内、スロープ販売 21件
- ・予後予測を含めたアセスメント内容の確認をしている
- ・福祉用具貸与のみの利用者が購入を選択した場合の支援継続

福祉用具貸与についての取り組み

- ・ ケアプラン点検時に貸与理由を確認している
利用者の状態を踏まえて判断されているか確認

主な事例

- ・ 歩行器や車いすなどを室内用と屋外用の同一品目貸与
→ 外出から帰宅時に、息子がタイヤの掃除が面倒だから
生活背景を確認し、同居家族に支援してもらうことにより、一品返却してもらった
- ・ ハンドル型電動車いすを移動手段として貸与されている
→ 外出先での建物内での移動方法の確認
室内での移動に介助は必要ないか、操作に危険がないか、介護給付以外の交通の社会資源の説明はされているか確認

主な事例

-
- ・ 特殊寝台貸与をされている利用者で、普段居間で食事摂取しているが特殊寝台付属品としてサイドテーブルの貸与もしている
→家具扱いであり、福祉用具貸与としての必要性が無い
 - ・ 自宅内でトイレの場所が分からなくなる、一度迷子になった
→主治医意見書の確認をし、徘徊感知器を勧める

軽度者の福祉用具貸与について

- ・ 国保連の情報提供と結び付けて確認をする
- ・ 介護認定の区分変更が必要な場合もあるため、状態確認をする
- ・ 末期がん等の方への福祉用具貸与の取扱いについて

福祉用具購入についての取り組み

- ・ 申請書の書類確認
- ・ 福祉用具販売事業所やケアマネに利用者の状態確認
- ・ 利用中のサービス内容を確認

主な事例

- ・ 自動ラップ式ポータブルトイレ
操作が必要になるため使いこなせるか認知機能の確認が必要
- ・ 家具調ポータブルトイレ
利用者の状態を踏まえて必要性を判断されているか確認が必要
「トイレ」という、物の理解や場所が理解できない利用者
→ 一目でトイレと分かる用具の方が良い場合がある

国保連の提供情報の活用について

- ・ 「認定調査状況と利用者サービス不一致一覧表」の確認
 - 「寝返り」「起き上がり」が「できる」のに特殊寝台、特殊寝台付属品を貸与されている
 - 「歩行」が「できる」のに車いす貸与されている など
- ・ 情報で上がってきた場合、ケアマネからアセスメント内容を確認している

令和6年度 把握している住宅改修効果額

介護区分	改修内容	現状と申請内容	指摘事項	費用額
要介護2	屋外スロープと手すりの取り付け	歩行で玄関から出入りしている。昇降が大変なので将来的に車いすになることも想定してウッドデッキからスロープを新設し手すりもつけたい。	生活導線の変更、車いすは現状の課題ではないため却下。	200,000
要介護2	廊下から居間の段差解消	自宅内車いすで移動。廊下より居間が高くなっており、スロープ設置しているがそれも乗り越えられなくなってきている。段差解消のため居間の床一面を嵩下げし畳からフローリングに変更したい。	段差解消で想定される改修に該当せず、アセスメント不十分のため却下	200,000
要介護2	屋外通路の手すり取付	風呂場へ行くための通路に配管があり、配管につかまることがあるので補強したい。	移動時つかまるため配管を補強する、は住宅改修に適さないため一部却下	1,809
要介護2	廊下の手すり取付	自宅内の廊下に手すりを付けたい。手すりをつけると通路幅が狭くなるので、壁に手を添えて移動できるように角材をつけたい。	角材取付けし移動に利用する、は住宅改修に適さないため一部却下	16,500
			合計	418,309

まとめ

住宅改修 福祉用具貸与・購入に関して、ケアマネに説明を求めると、個別性がなく、だれにでも通用するような理由の場合や、住宅改修でなければならない理由・その福祉用具でなければならない理由の分析が浅い場合がある

現状の分析と予後予測がされていない為、今の困りごとにニーズ優先ではなく、サービス優先になっているケースがあり、ケアプランは、住宅改修や福祉用具の貸与・購入すれば目標達成してしまう内容が多く、課題達成のために必要なサービスが他にもあるが、アセスメントが浅い

利用者に本当に必要な住宅改修や福祉用具貸与・購入につなげるには、アセスメントの内容確認が必要であり、それが給付の適正化になる

ご清聴ありがとうございました